

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和5年1月20日

社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会

1. 担 当

〒546-0031 大阪市東住吉区田辺2丁目10番18号
さわやかセンター1階
大阪市東住吉区社会福祉協議会
生活支援グループ 地域福祉サポート事業（担当：郷原^{ごうはら}）
電話：06-6622-6611 F A X：06-6622-8973
E-mail：tikatu1@sawayaka-c.ne.jp

2. 入札に付する事項

(1) 購入等物品及び予定数量

- ①ノートパソコン10台（リース）
- ②モバイルルーター6台（購入）
- ③ウイルス対策ソフト3年版4本（購入）

(2) 購入等物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期限

令和5年3月7日（火）午後5時30分まで

※後日、区内10拠点に3月31日（金）正午まで

(4) 納品場所

大阪市東住吉区田辺2丁目10番18号 さわやかセンター1階

※後日、当会指定場所（区内10拠点）

3. 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、当会の入札参加資格審査において、その資格を認められたものは入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に物品供給種目「01：事務用品・機器」、「24：通信用機器」、「26：OA機器・用品」で登録していること

4. 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
本会ホームページ上及び上記1.
- (2) 入札説明書等の交付方法
本公告の日から令和5年1月30日（月）まで無償により窓口にて配布及びホームページよりプリントアウトすること
- (3) 入札参加申出書の受付期間
本公告の日から令和5年1月30日（月）までの本会休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで
- (4) 入札参加申出書の受付場所
電子メール、郵便または上記1.に持参のこと（必着）
- (5) 入札に関する書類の返却
如何なる理由であっても返却しない

5. 質問受付期間

- (1) 入札説明書、仕様書等の関係書類に関して質問がある場合は、質問書に必要事項を記入のうえ、電子メールまたは郵便で送付すること。
- (2) 質問書の提出期限
令和5年1月26日（木）正午まで（必着）
- (3) 質問及び回答は、令和5年1月27日（金）午後5時30分までに電子メールにて回答する。

6. 入札及び開札執行の日時等

- (1) 入札書受付期間 令和5年2月2日（木） 正午まで
- (2) 開札執行の日時 令和5年2月2日（木） 正午
- (3) 入札及び開札執行の場所 大阪市東住吉区社会福祉協議会
(大阪市東住吉区田辺2丁目10番18号 さわやかセンター 4階グループ活動室)

ただし、入札説明書等の資料は、大阪市東住吉区社会福祉協議会ホームページ及び上記1.にて入札者が取得するものとする。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等を行わない。郵便による入札の場合は、上記1.あて令和5年2月1日（水）午後5時30分までに必着のこと

7. 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除（ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。）
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8. 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申出書等を令和5年1月30日(月)午後5時30分までに受付場所に指定した方法で提出(必着)のこと。なお、当該書類に関し本会より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された審査資料の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9. その他

- (1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、解約の解除を行う。
- (3) 詳細は入札説明書による。